

國酒等の輸出促進連絡会議の開催について

平成24年9月18日
内閣官房長官決裁

1. 國酒を始めとした日本産酒類の輸出環境整備について、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）を踏まえ、「國酒等の輸出促進プログラム」（平成24年9月4日ENJOY JAPANESE KOKUSHU（國酒を楽しもう）推進協議会決定）に基づく國酒の輸出促進についての関係府省等の取組状況を把握し、必要に応じて関係者間の調整を行うため、國酒等の輸出促進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 国家戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官

構成員 内閣官房内閣審議官
内閣官房内閣広報官
内閣官房知的財産戦略推進事務局長
内閣府大臣官房総括審議官
内閣府沖縄振興局長
総務省地域力創造審議官
外務省経済局長
国税庁長官官房審議官
文化庁長官官房審議官
農林水産省食料産業局長
経済産業省商務情報政策局長
観光庁次長

3. 連絡会議の庶務は、内閣官房において処理する。

4. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。